

資 料 編

大気環境	(1)
騒音・振動・悪臭	(11)
水環境	(19)
土壌環境・地盤環境	(31)
廃棄物・リサイクル対策	(39)
自然環境	(41)
組織・法体系等	(47)
環境行政年表	(53)
その他	(69)

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村（平成18年度）	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧（平成18年度）	(2)
表 5	ばい煙発生施設に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要	(5)
表 7	大気汚染防止法、電気事業法及びガス事業法に基づく種類別、 区域別ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 9	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移 〔ガソリン・L P G車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質（P M）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移	(10)

表1 大気汚染に係る環境基準

項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O ₃)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることを。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを。	1時間値が10ppm以下であり、かつ、1時間値が20ppm以下であることを。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であることを。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	(昭和48年5月16日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、0.04ppm以下であることを除外した上で、1日平均値が0.04ppm以下であることを。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和63年7月11日環境庁告示) 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であることを。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、10ppm以下であることを除外した上で、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、0.10mg/m ³ 以下であることを除外した上で、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であることを。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

1 大気汚染常時監視

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂) 〔二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)〕	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	非分散形赤外分析計法
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法
光化学オキシダント (O ₃)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法
炭化水素 (HC) 〔非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)〕	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法

2 有害大気汚染物質

測定項目	測定方法
アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ブタジエン ベンゼン	ガスクロマトグラフ質量分析法
アセトアルデヒド ホルムアルデヒド	高速液体クロマトグラフ法
ニッケル化合物 クロム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法
マンガン及びその化合物 ヒ素及びその化合物	原子吸光法又は誘導結合プラズマ発光分析法
水銀及びその化合物 ベンゾ(a)ピレン	水素化物発生原子吸光法又は水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法 冷原子吸光法
酸化エチレン	高速液体クロマトグラフ法
	ガスクロマトグラフ質量分析法

3 ダイオキシン類

ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法
---------	--------------------

(資料) 環境部調べ

2 有害大気汚染物質

項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であることを。(平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であることを。(平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であることを。(平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であることを。(平成13年4月20日環境庁告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

3 ダイオキシン類

項目	ダイオキシン類
環境基準	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であることを。(平成11年12月27日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間の上記の検体の測定値の算術平均値により評価する。

(資料) 環境部調べ

表3 大気汚染測定局が設置されている市町村(平成18年度)

区域	市町村名	測定局数		合計
		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村(一般国道23号以南の地域)	20	12	32
東三河区域	豊橋市、豊川市(旧豊川市地域)、蒲郡市、田原市(旧田原町地域)、御津町	10	2	12
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、豊山町、七宝町、美和町、蟹江町、飛島村(名古屋区域以外の地域)	11	5	16
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市(旧豊田市地域)、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町	11	3	14
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	10	1	11
その他区域	岡崎市、豊川市(東三河区域以外の地域)、安城市、西尾市、田原市(東三河区域以外の地域)、南知多町、美浜町、一色町、幡豆町、幸田町	11	4	15
計	48市町村(32市15町1村)	73	27	100

(注) 1 平成19年3月現在
 2 測定局は、県及び大気汚染防止法上の政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市)が設置したものが対象である。
 3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。
 (資料) 環境部課へ

表4 測定局及び測定項目一覧(平成18年度)

〔一般環境大気測定局〕

区	番	城	号	測定局	所在地	測定項目											備考		
						二	一	浮遊	光化学	炭化	風	温	二	一	浮遊	光化学		炭化	風
	1			国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿21-1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	2			名愛知工業	北区福徳町広瀬島350-4	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	3			中村保健所	中村区名薬町4-7-18	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	4			古滝川小学校	昭和区滝川町131	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	5			市衛生研究所	瑞穂区萩山町1-11	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	6			八幡中学校	中川区元中野町2-11	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	7			中川保健所	〃高畑一丁目223	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	8			富田支所	〃春田三丁目215	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	9			南陽支所	港区春田野三丁目1801	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	10			惟信高校	〃惟信町2-262	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	11			白水小学校	南区松下町2-1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	12			守山保健所	守山区小幡一丁目3-1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	13			志段味支所	〃大字下志段味字横堤1390-1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	14			大高北小学校	緑区大高町字町屋川1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	15			鳴海配水場	〃桃山四丁目905	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	16			名東保健所	名東区上社二丁目50	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	17			天白保健所	天白区島田二丁目201	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
				名古屋管理測定局小計		3	16	0	14	12	1	16	4						
				(名古屋市内計)		4	17	1	15	13	2	17	5						
	18			東海市名和町	東海市名和町南之山10-4	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	19			横須賀小学校	〃高横須賀町大塚36	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	20			新舞子保育園	知多市大草字北ノ田81	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
				名古屋区域計		5	20	1	18	16	3	20	6						

区	番	城	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目										備 考					
					二	一	浮	光	炭	風	温	二	一	浮		光	炭	風	温	
番	号	域	測 定 局	所 在 地	酸 化 硫 黄	酸 化 炭 素	遊 粒 子 状 物 質	学 才 キ シ タ ン ト	化 水 素	向 ・ 風 速	度 ・ 湿 度	酸 化 硫 黄	酸 化 炭 素	遊 粒 子 状 物 質	学 才 キ シ タ ン ト	化 水 素	向 ・ 風 速	度 ・ 湿 度	備 考	
豊 田 市	42	内	豊 田 市 北 部	豊 田 市 加 納 町 西 股 75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	43			豊 田 市 東 部	宝 来 町 4-758-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	44			豊 田 市 中 部	三 軒 町 6-23-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	45			豊 田 市 南 部	竹 元 町 南 細 畔 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46			豊 田 市 管 理 測 定 局 小 計		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	豊 田 市 管 理 測 定 局	47	豊 田 市 管 理 測 定 局	小 牧 高 校	小 牧 市 小 牧 一 丁 目 321	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		48		知 立 市 役 所	知 立 市 広 見 3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		49		尾 張 旭 市 東 大 道 町	尾 張 旭 市 東 大 道 町 山 の 内 2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		50		豊 明 中 学 校	豊 明 市 二 村 台 2-25-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		51		日 進 市 五 色 園	日 進 市 五 色 園 2-2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		52		東 郷 町 春 木	東 郷 町 春 木 学 甲 下 1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		52		長 久 手 中 学 校	長 久 手 町 大 字 岩 作 字 權 代 30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内 陸 区 域 計					7	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	3		
衣 浦 区	53	衣 浦 区	半 田 市 青 年 の 家	半 田 市 東 洋 町 1-3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	54		衣 浦 排 水 機 場	州 の 崎 町 2-149	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	55		碧 南 市 川 口 町	碧 南 市 川 口 町 1-169	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	56		刈 谷 市 役 所	刈 谷 市 東 脇 町 1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	57		常 清 市 保 健 セ ン タ ー	常 清 市 新 開 町 5-62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	58		大 府 小 学 校	大 府 市 桃 山 町 5-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59		高 浜 小 学 校	高 浜 市 青 木 町 6-1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	60		阿 久 比 中 学 校	阿 久 比 町 大 字 卯 坂 字 半 田 ヶ 峰 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	61		東 浦 町 役 場	東 浦 町 大 字 緒 川 学 政 所 20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	62		武 豊 町 役 場	武 豊 町 字 長 尾 山 19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	衣 浦 区 域 計					2	9	0	10	9	0	10	0	10	0	10	0	10	0	
	そ の 他 区 域		63	測 定 局	岡 崎 市 第 四 大 気 管 理 測 定 所	岡 崎 市 羽 根 町 字 陣 場 47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63		岡 崎 市 管 理 測 定 局 小 計			1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1		
63		岡 崎 市 管 理 測 定 局 小 計			1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1		

区	番	城	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目										備 考						
					二	一	浮	光	炭	風	温	二	一	浮		光	炭	風	温		
番	号	域	測 定 局	所 在 地	酸 化 硫 黄	酸 化 炭 素	遊 粒 子 状 物 質	学 才 キ シ タ ン ト	化 水 素	向 ・ 風 速	度 ・ 湿 度	酸 化 硫 黄	酸 化 炭 素	遊 粒 子 状 物 質	学 才 キ シ タ ン ト	化 水 素	向 ・ 風 速	度 ・ 湿 度	備 考		
東 三 河 区	21	東 三 河 区	豊 橋 市 管 理 測 定 局 小 計	豊 橋 市 大 崎 町 字 柿 ノ 木 16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	22			豊 橋 市 石 巻 町 字 西 浦 16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23			豊 橋 市 二 川	大 岩 町 字 東 郷 内 111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24			豊 橋 市 依 野	野 依 町 字 上 ノ 山 33-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25			豊 橋 市 吾 妻	吾 妻 町 84-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	26			豊 橋 市 富 本	富 本 町 字 国 隠 20-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27			豊 川 市 役 所	豊 川 市 金 屋 西 町 3-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28			蒲 郡 市 御 幸 町	蒲 郡 市 御 幸 町 3350	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	29			田 原 市 給 食 セ ン タ ー	田 原 市 加 治 町 石 井 戸 66-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30			南 部 小 学 校	御 津 町 大 字 御 馬 字 加 美 15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	東 三 河 区 域 計					6	10	0	10	6	1	10	1	10	1	10	1	10	1		
	尾 張 区			31	尾 張 区	一 宮 市 松 降 通	一 宮 市 松 降 通 7-27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32		一 宮 市 小 信 中 島	一 宮 市 小 信 中 島 字 川 南 12-3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
33		一 宮 市 木 曾 川 消 防 署	一 宮 市 大 字 黒 田 字 権 二 郎 247-1	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34		津 島 市 理 田 町	津 島 市 理 田 町 2-123-1	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35		大 山 消 防 署	大 山 市 大 字 五 郎 丸 字 下 前 田 1	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36		江 南 市 古 知 野 町	江 南 市 古 知 野 町 花 霞 74	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
37		岩 倉 市 中 本 町	岩 倉 市 中 本 町 字 出 口 白 山 11-2	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38		弥 富 市 役 所	弥 富 市 前 須 賀 本 田 379-1、379-3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39		豊 山 町 豊 場	豊 山 町 大 字 豊 場 字 城 屋 敷 117	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40		伊 福 小 学 校	七 宝 町 大 字 伊 福 字 河 原 28	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
41		飛 鳥 村 松 之 郷	飛 鳥 村 大 字 松 之 郷 1-41-1	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区 域 計							3	11	0	11	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考		
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度			
そ の 他 区 城	64	東三河高等技術専門学校	豊川市一宮町上新切33-4	○	○	○	○	○	○	○	○		
	65	安城農林高校	安城市池浦町茶茱木 1	○	○	○	○	○	○	○	○		
	66	愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷 99	○	○	○	○	○	○	○	○		
	67	田原市赤羽根町	田原市赤羽根町天神 56-3	○	○	○	○	○	○	○	○		
	68	田原市古田町	田原市古田町岡ノ越 6-4	○	○	○	○	○	○	○	○		
	69	南知多町片名	南知多町大字片名字新御崎 9-2	○	○	○	○	○	○	○	○		
	70	美浜町奥田	美浜町大字奥田字磯路 67-1	○	○	○	○	○	○	○	○		
	71	一色町役場	一色町大字前野字新田 34	○	○	○	○	○	○	○	○		
	72	幡豆町中央公民館	幡豆町大字寺部字林添 89-1	○	○	○	○	○	○	○	○		
	73	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石 18	○	○	○	○	○	○	○	○		
	そ の 他 区 域 計				5	11	0	11	1	1	1	2	
	合 計				28	72	2	71	64	9	73	13	

(注) 測定局の名称及び所在地の住所は、平成 18 年 4 月 1 日現在のものである。

(資料) 環境部調べ

〔自動車排出ガス測定局〕

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考	
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度		
東 三 河 区 域	1	千種区役所	千種区寛王山通 8-37	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	東 桜	東区東桜二丁目 1003	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	古 屋	上下水道局北営業所	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	市 管	名塚中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	理 測	松蔭高校	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	定 局	テレビ塔	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7	局	昭和保健所	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8	千 籠	熱田複合施設	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9	元植公園	港 港 勝	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10	名古屋市管理局小計	港区港陽一丁目 1-65	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11	飛鳥村飛鳥新田字竹之郷5	南区汐田町 1304	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12	名古屋区 城 計	元植町 2	○	1	11	1	1	1	1	6	2
東 三 河 区 域	13	豊橋市 管理局	豊橋市今橋町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14	豊橋市管理局小計	豊橋市今橋町 1	○	1	1	0	0	1	0	0	
	15	稲沢市役所	豊川市桜町 1-3-109	○	○	○	○	○	○	○	○	
	16	清須市阿原	稲沢市稲府町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	豊山町栄児童遊園	清須市阿原九丁田 192-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	美和町稲荷公園	豊山町大字豊場字栄 80	○	○	○	○	○	○	○	○	
	19	蟹江町八幡	美和町大字篠田字稲荷 76	○	○	○	○	○	○	○	○	
	20	瀬戸市陶原町	蟹江町八幡二丁目 13	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21	春日井市勝川小学校	瀬戸市陶原町 5-60	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	日進市上納地スポーツ公園	春日井市若草二丁目 1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	日進市浅田町西田面 47-1	日進市浅田町西田面 47-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尾 張 区 域 計				0	5	5	2	3	5	0	
内 陸 区 域 計				0	3	3	2	3	3	1		

表5 ばい煙発生施設に係る規制の概要

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象	
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
		県民の生活環境の保全等に関する条例	"	" (法対象施設より小規模な施設等)	
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等	
	総排出量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等	
ばいじん	燃料使用基準 (重油その他の石油系燃料の硫黄含有率)	大気汚染防止法	名古屋市内の一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
			名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等以外の工場・事業場における各ばい煙発生施設(法対象施設)	
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置など)	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	金属溶解炉、電気炉(一定用途に限る)又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場 各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	"	大気指定工場等に設置するばい煙発生施設	
		工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	"	大気指定工場等に設置するばい煙発生施設	
	有害物質 (窒素酸化物を除く。)*1法と条例で有害物質の種類が異なる。	大気汚染防止法	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びびガソリン機関設置指針	名古屋市内を除く。	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びびガソリン機関
			大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
有害大気汚染物質 (指定物質*2)	指定物質抑制基準 (濃度基準)	大気汚染防止法	"	指定物質排出施設	

*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・塩化水素、弗素・弗化水素、弗化硅素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質
 県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・塩化水素、鉛及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル及び酸化エチレンの22物質
 *2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質
 (注) 平成19年3月末現在
 (資料) 環境部調べ

区番号	測定局	所在地	測定項目										備考	
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	風向	風速	温度	湿度			
23	碧南市文化会館	碧南市源氏神明町1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
衣浦区域			衣浦区域計											
24	岡崎市大気測定所	岡崎市朝日町三丁目36-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	岡崎市第二大気測定所	" 矢作町字馬乗110-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	岡崎市第三大気測定所	" 大平町二の沢67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	岡崎市第五大気測定所	" 鴨田町字広元306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の区域			3	4	3	4	3	1	4	4	4	4	4	
合計			5	27	16	27	9	10	22	8				

(注) 測定局の名称及び所在地の住所は、平成18年4月1日現在のものである。

(資料) 環境部調べ

表6 粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石粉)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿)	作業基準に関する規制	"	"	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造・補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	"	"	堆積場、ペルトコンベア等一般粉じん発生施設
粉じん	"	県民の生活環境の保全等に関する条例	"	堆積場、ペルトコンベアの粉じん発生施設
炭化水素系物質	"	"	"	ガソリンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

(注) 平成19年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表 7 大気汚染防止法、電気事業法及びガス事業法に基づく種類別、区域別ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法						電気事業法						ガス事業法						計			
		名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	その他	小計	名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	その他	小計	名古屋	衣浦	東三河	内陸		尾張	その他	小計
1	ボイラ	1,823	989	968	1,715	1,279	1,683	8,457	44	17	2	11	3	7	84	8					1	9	8,550
2	ガス発生炉								1				1		2								2
	ガス加熱炉																						
3	焙焼炉	8						8															8
	焼結炉	3						3															3
	焼成炉	1						1															1
4	溶鋳炉	2		1			1	4															4
	転炉	13	2					15															15
5	金属溶解炉	103	112	50	140	37	181	623					1	1									624
6	金属加熱炉	507	203	55	325	48	114	1,252															1,252
7	石油加熱炉	41						41															41
8	石油精製用触媒再生塔	2						2															2
8-2	硫黄回収熟成炉	5						5															5
9	硫酸回収熟成炉	2	13		17	6	2	40															40
	その他焼成炉																						
	その他焼成炉	41	212	5	77	4	9	348															348
	反応炉	5	17	2			8	32															32
10	直火炉	13			1	7	6	27															27
	骨材乾燥炉	16	6	8	28	7	16	81															81
11	その他乾燥炉	77	81	18	122	23	113	434															434
12	製鋼用電気炉	23	2					27															27
13	廃棄物焼却炉	44	46	23	55	55	50	273															273
	銅等精錬用溶鋳炉																						
14	銅等精錬用溶鋳炉	5	1					6															6
	銅等精錬用乾燥炉																						
18	活性炭製造用反応炉																						
	塩素反応施設	5	3					8															8
19	塩化水素反応施設	1						1															1
	塩化水素吸収施設	4	3					7															7
20	アルミ製錬用電解炉																						
21	複合肥料製造用反応施設	1						1															1
24	鉛二次精錬用溶解炉	18	2	6				26															26
25	鉛蓄電池製造用溶解炉																						
26	鉛系顔料製造用乾燥施設																						
28	コークス炉	10						10															10
29	ガスタービン	1	10		10	13	5	39	236	53	24	109	62	67	551	2						2	592
30	アイゼンル機関	238	43	24	22	29	14	370	698	139	143	231	164	162	1,537	6					1	8	1,915
31	ガス機関	10	2		2	1	15	37	58	20	19	37	21	34	189								204
32	ガスリフト機関																						
	施設数計	2,991	1,776	1,158	2,519	1,509	2,203	12,156	1,037	229	188	388	251	271	2,364	16					1	19	14,539
	工場・事業場数計	1,044	550	562	647	648	990	4,441	752	136	113	244	181	154	1,546	5					1	8	6,029(743)

(注) 1 平成19年3月末現在(名古屋、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む)
 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。
 3 区域は、次の付表のとおりである。
 4 工場・事業場数計については、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法に重複して届出をしている事業場数を()内に内数で示した。
 (資料) 環境部調べ

付表

区域区分	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道23号以南の地域に限る。）及び海部郡飛島村（一般国道23号以南の地域に限る。）
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町
東三河区域	豊橋市、豊川市（平成18年1月31日における旧豊川市の区域に限る。）、蒲郡市、田原市（平成15年8月19日における旧渥美郡田原町の区域に限る。）、宝飯郡小坂井町及び同郡御津町
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡及び西加茂郡三好町
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、西春日井郡、北名古屋市、弥富市（名古屋区域に掲げる区域を除く。）、丹羽郡及び海部郡（名古屋区域に掲げる区域を除く。）
その他区域	上記に掲げる区域以外の地域

(注) 区域区分は、平成18年4月1日における行政区画、その他の区域又は道路によって標示されたものである。

表 8 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	8			8
2	堆積場	478	4		482
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	2,881	81	2	2,964
4	破砕機及び摩砕機	438	2	1	441
5	ふるい	308	2	1	311
	施設数計	4,113	89	4	4,206
	工場・事業場数計	501	1	1	503 (1)

(注) 1 平成19年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場計数については、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法に重複して届出をしている事業所数を（ ）内に内数で示した。

(資料) 環境部調べ

表 9 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設（吹付塗装）	181
3	塗装用乾燥施設	39
4	積層接着用乾燥施設	98
5	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	20
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	22
7	グラビア印刷用乾燥施設	20
8	工業用洗浄施設	24
9	貯蔵タンク	1
	施設数計	410
	工場・事業場数計	94

(注) 1 平成19年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移〔ガソリン・LPG車〕

〔ガソリン・LPG車〕 ※新長期規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

1 乗用車

	100%	48年4月前（未規制）
	71%	48年4月（48年規制）
	39%	50年4月（50年規制）
	27%	51年4月（等価慣性重量1tを超えるもの）（51年規制）
	20%	51年4月（等価慣性重量1t以下のもの）（51年規制）
	8%	53年4月（53年規制）（0.25g/km）
	2.5%	12年10月（12年規制）（0.08g/km）
	1.6%	17年10月（17年規制）（0.05g/km）

2 トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下

	100%	48年4月前（未規制）
	71%	48年4月（48年規制）
	59%	50年4月（50年規制）
	32%	54年1月（54年規制）
	19%	56年1月（56年規制）
	8%	63年12月（63年規制）（0.25g/km）
	2.5%	12年10月（12年規制）（0.08g/km）
	1.6%	17年10月（17年規制）（0.05g/km）

(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

	100%	48年4月前（未規制）
	71%	48年4月（48年規制）
	59%	50年4月（50年規制）
	39%	54年1月（54年規制）
	29%	56年12月（56年規制）
	23%	元年10月（元年規制）（0.7g/km）
	13%	6年12月（6年規制）（0.4g/km）
	4.3%	13年10月（13年規制）（0.13g/km）
	2.3%	17年10月（17年規制）（0.07g/km）

(3) 重量車

車両総重量
2.5t超

	100%	48年4月前（未規制）
	70%	48年4月（48年規制）
	59%	52年8月（52年規制）
	42%	54年1月（54年規制）
	29%	57年1月（57年規制）
	25%	元年10月（元年規制）（650ppm）
	20%	4年10月（4年規制）（5.5g/kWh）
	17%	7年12月（7年規制）（4.5g/kWh）
	5.3%	13年10月（13年規制）（1.40g/kWh）
	2.6%	17年10月（17年規制）（0.7g/kWh）

3 軽貨物車

	100%	48年4月前（未規制）
	71%	48年4月（48年規制）
	59%	50年4月（50年規制）
	39%	54年1月（54年規制）
	29%	57年1月（57年規制）
	16%	2年10月（2年規制）（0.5g/km）
	8%	10年10月（10年規制）（0.25g/km）
	4%	14年10月（14年規制）（0.13g/km）
	1.6%	19年10月（19年規制）（0.05g/km）

（資料）環境部調べ

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移〔ディーゼル車〕

〔ディーゼル車〕

1 乗用車

	小型車(等価慣性重量 1.25t 以下)		中型車(等価慣性重量 1.25t 超)	
49年9月前(未規制)	100%		100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%		80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%		68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%		60%	54年4月(54年規制)
57年1月(57年規制)	52%		52%	57年1月(57年規制)
注1(61,62年規制)	29%		37%	注1(61,62年規制)
2年12月(2年規制)(0.5g/km)	21%	26%	4年10月(4年規制)(0.6g/km)	
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	16%	10年10月(10年規制)(0.4g/km)	
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	12%	14年10月(14年規制)(0.3g/km)	
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	6%	17年10月(17年規制)(0.15g/km)	

2 トラック・バス

(1) 軽量車

	副室式	
49年9月前(未規制)	100%	
49年9月(49年規制)	80%	
52年8月(52年規制)	68%	
54年4月(54年規制)	60%	
57年10月(57年規制)	52%	
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%	
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%	
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	

(2) 中量車

	副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%		100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%		80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%		68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%		56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%		49%	58年8月(58年規制)
63年12月(63年規制)	47%		40%	63年12月(63年規制)
5年10月(5年規制)(1.3g/km)注2	47%	26%	5年10月(5年規制)(1.3g/km)	
注3(9、10年規制)(0.7g/km)	25%	14%	注3(9、10年規制)(0.7g/km)	
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%	10%	15年10月(15年規制)(0.49g/km)	
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%	5%	17年10月(17年規制)(0.25g/km)	

(3) 重量車

	副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%		100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%		80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%		68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%		56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%		49%	58年8月(58年規制)
元年10月(元年規制)	47%		42%	注4(63、元、2年規制)(400ppm)
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)	46%		35%	6年10月(6年規制)(6.0g/kWh)
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)	41%		26%	注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)
注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)	31%		20%	注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)	18%		12%	17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)

注1. 61年規制：61年10月手動変速機付車両
62年規制：62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

3. 9年規制：9年10月手動変速機付車両
10年規制：10年10月自動変速機付車両

4. 63年規制：63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制：元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く)
2年規制：2年10月車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車

5. 9年規制：9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制：10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制：11年10月車両総重量12t超のもの

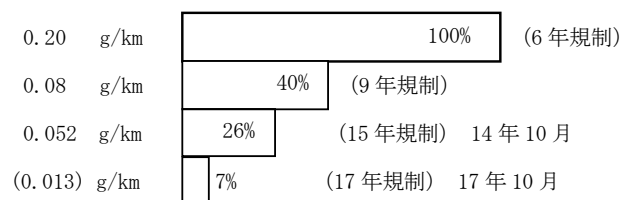
6. 15年規制：15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制：16年10月車両総重量12t超のもの

7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

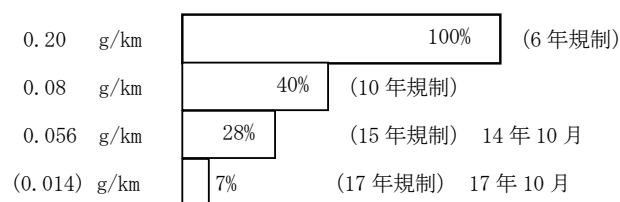
(資料) 環境部調べ

図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

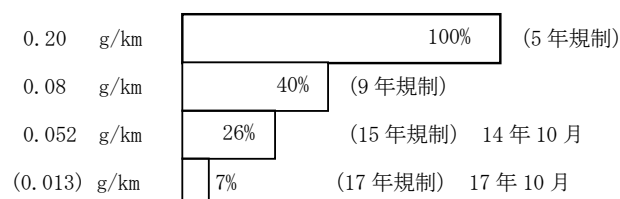
ディーゼル乗用車（小型車）（等価慣性重量 1.25t 以下）



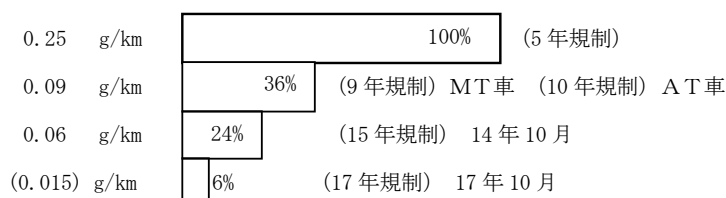
ディーゼル乗用車（中型車）（等価慣性重量 1.25t 超）



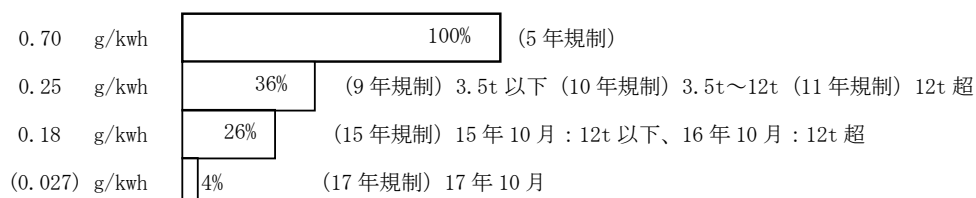
ディーゼル軽量車（車両総重量 1.7t 以下）



ディーゼル中量車（車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下）※



ディーゼル重量車（車両総重量 2.5t 超）※



※ 17年規制から、中量車は1.7t 超 3.5t 以下、重量車は3.5t 超に変更される。

(資料) 環境部調べ